

国立文化施設等に関する制度改革について

1. 独立行政法人制度の現状及び問題点

- ・ 国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館の国立文化施設等4法人については、独立行政法人制度への移行から概ね10年を経過し、制度及び運用において種々の問題点が明らかとなってきている。

(1) 評価制度関係

現 状	主な問題点
<ul style="list-style-type: none"> ○主務省独立行政法人評価委員会による評価 ○総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の事務量が膨大 (毎年の法人独自の自己評価・外部評価と併せて、屋上屋の評価となっている。) ○独法一律横並びの評価、効率化の数値目標の達成が主 ○総務省政独委による二次評価は評価結果の反映が皆無

(2) 運営費交付金、目的積立金関係

現 状	主な問題点
<ul style="list-style-type: none"> ○運営費交付金の算定ルール <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費3%/年の削減 ・業務経費1%/年の削減 ・自己収入1%/年の増 等 ○目的積立金が事実上承認されない 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人特性を勘案しない一律の効率化係数による経費削減 ○収支差補助 <ul style="list-style-type: none"> →自己収入増が運営費交付金の減となる →自己収入についても、ノルマ増有 ○経営努力認定の一律・厳格適用 (毎年度、対前年度増かつ新規性が求められる) (運営費交付金による利益は認められない) <ul style="list-style-type: none"> →国庫納付 ○法人の努力が報われず、自己収入増加に向けたインセンティブが働かない ○大規模・機動的な美術品購入等に対応できない

(3) 人件費関係

現 状	主な問題点
<ul style="list-style-type: none"> ○職員の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・年1%削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○さらに総人件費改革による運営費交付金削減 ○外部資金で雇用した職員にも適用あり <ul style="list-style-type: none"> →法人発足以来の人件費削減はもはや限界 「事業の充実」(平成22年閣議決定)に支障

2. 改革の方向性

- ・ 事業仕分けや閣議決定を踏まえた独法制度改革の一環で、美術館、博物館、劇場等を設置運営するこれら4法人について、それぞれ自律性のある新たな行政法人類型とすることを検討。
- ・ 具体的な制度改革の内容は、「国立文化施設等に関する検討会 論点整理」(別添3参照)も参考として検討。現時点の主な検討内容は以下のとおり。(制度イメージは別添1、制度案は参考資料1参照)

(1)目標設定・評価の仕組みの改善

- ・ 独法評価委員会に代え、文化芸術等に関する識見を有する専門家からなる委員会を設置
- ・ 中期目標は法人や同委員会の意見を聴いて文部科学大臣が策定・指示。法人特性に応じた内容に
- ・ 総務省政独委の二次評価、中期目標期間終了時の業務継続の必要性等の検討等を撤廃

(2)財務会計システムの改善

- ・ 機動的な収蔵品の取得等に対応できるよう、運営費交付金の一部、積立金の一定割合、民間寄附等の一部等を原資とする「官民共同基金」(仮称)を創設(制度イメージは別添2、制度案は参考資料2参照)
- ・ 事業費など運営費交付金の効率化対象経費からの除外を検討
- ・ 自己収入増加に向けたインセンティブ強化のため、自己収入の取扱いの緩和、目的積立金に係る経営努力認定基準の改善、期を跨いで目的積立金を保持しやすくすること等を検討

(3)組織業務(ガバナンスシステム)の改善

- ・ ガバナンスの適正担保の観点から評議員会制度を導入。理事長の諮問に応じ法人の重要事項を審議
- ・ 長期的に法人の使命達成を果たし得るよう、総人件費改革の対象からの除外を検討

3. 検討経緯

22年4月	○事業仕分け第2弾(独法仕分け) 国立美術館及び国立文化財機構の美術品・文化財収集事業について、「事業規模拡充:適切な制度の在り方を検討。民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト削減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形で拡充」との評価結果
22年9月	○文化庁が「国立文化施設等に関する検討会」における検討開始 事業仕分け等を踏まえ、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館の国立文化施設等(4法人)の今後の望ましい運営の在り方について検討
22年12月	○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」閣議決定 -「本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進める」 -4法人については「国の負担を増やさない形で事業の充実に向けて、制度の在り方を検討(22年度から実施)」
22年12月	○「国立文化施設等に関する検討会」から「論点整理」提言

国立文化法人(仮称)制度のイメージ

- 総務省(政独委)の二次評価を撤廃
- 中期目標期間終了時の業務継続の必要性等の検討を不要に

文部科学大臣

- 理事長、監事の任命
- 中期目標の策定・指示
 - ・法人の意見を尊重
 - ・記載項目は独法と原則同様
- 中期計画の認可
- 運営費交付金等の交付

- 中期目標に関する意見
- 運営費交付金の算定に適切に反映

国立文化法人評価委員会(仮称)

- ・文化芸術等に関する識見を有する者で構成
- ・専門的・中立的な見地から評価・意見

- 中期目標に関する意見
- 中期計画を作成
- 年度計画を届出

- 自己評価結果の提示・意見交換

- 年度評価・中期目標期間評価及び改善策の提示
- ・評価は計量的・外形的な基準だけでなく、各法人の特性に応じた定性的側面や中長期的視点も加味
- 評価結果の次期目標・計画への反映

各国立文化法人(仮称)

- 【適用法人】
- 国立美術館(5館)
 - 国立文化財機構(4館3所)
 - 日本芸術文化振興会(6劇場1基金)
 - 国立科学博物館(1館)

理事長
理事

監事

- 各法人ごとに、
- ・理事長、監事は大臣が任命
- ・理事長は法人を代表
- ・理事は理事長が任命
- ・監事は理事の業務執行を監視

評議員会

- 各法人ごとに、
- ・理事長の諮問に応じ、中期目標・計画、予算・決算、収蔵品収集方針など法人運営上の重要事項を審議
- ・芸術家、研究者、マスコミ等の関係者で構成

【制度改革】

- 官民共同基金(仮称)
- ・従来の運営費交付金スキームに加え、収蔵品取得等を目的として各法人に基金を設置
- ・運営費交付金の一部、積立金の一定割合、民間寄附等を原資
- ・美術品・文化財等の機動的な取得や大規模な修理が可能に
- 税制措置など各法人への美術品・文化財等の寄附促進並びに国の美術品・文化財等の各法人への長期無償貸付・寄託を促進

【運用改善】

- 各法人の長期的使命達成のため役員給与費を総人件費改革対象外に
- 外部資金による職員任用を可能に
- 少なくとも事業費を効率化対象経費から除外
- 自己収入の一層の増大に努めつつ、収入増に向けたインセンティブが働くよう自己収入予算額の算定ルールを改善
- 目的積立金に係る経営努力認定基準を改善
- 期を跨ぐ目的積立金の保持をし易く

民間寄附、自己収入拡大等を徹底しつつ「国の負担を増やさない形での事業の充実」を実現
事業仕分け第2弾(22.4.26)、独法見直し基本方針(22.12.7閣議決定)に基づく新たな制度を構築

収蔵品取得等のための「官民共同基金」(仮称)のイメージ

○趣 旨

・事業仕分第2弾(22年4月)や独法見直しの基本方針(22年12月閣議決定)を踏まえ、国の負担を増やさない形で美術品の機動的な購入等が可能となる仕組みとして、基金制度の創設を目指す

○基金の種類

- ・国立美術館：美術品の取得及び修理に関する基金
- ・国立文化財機構：文化財の取得及び修理に関する基金
- ・国立科学博物館：標本資料の取得等に関する基金

○収蔵品取得等の方法

- ・各法人において収蔵品収集方針や基金支出の対象(館や作品分野等)を決定
- ・個々の収蔵品の取得及び修理は、従来の運営費交付金によるもの(主として非高額・計画的)と、新たに創設する基金によるもの(主として高額・迅速)の2本立てとし、基金による修理は複数年度に跨るような大規模なものも対象
- ・基金は大規模な資金支出を伴うため、手続の適正を確保

○基金の制度設計

- ・基金は取崩し型とし、各法人ごとに設置できることとし、年度や中期目標期間を跨いで存置
- ・基金の名称は、「美術品取得等基金」「文化財取得等基金」「標本資料取得等基金」(何れも仮称。通称「官民共同基金」)
- ・基金には、各法人ごとに基本的に次の4つの資金を毎年度繰入れ
 - ①運営費交付金の一部(現行の収蔵品購入費とは別枠で)
 - ②毎事業年度の積立金の1/2(主務大臣の認可を受けた中期計画に、剰余金の使途として積立金の1/2を繰入れることを明記)
 - ③民間からの寄附金(収蔵品の取得及び修理を目的とするものに限る)
 - ④基金利息

国立文化施設等に関する検討会「論点整理」(平成22年12月)概要

背景

I 検討対象の独立行政法人(=国立文化施設等)

国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館

II 経緯

- ・独法化から間もなく10年。独法制度による改善がある一方、運営上深刻な問題点も浮彫りに
- ・平成22年4月に国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館について事業仕分け実施
→ 美術品等収集は「事業規模拡充。適切な制度の在り方を検討、国の負担を増やさない」

III 基本認識

- ・全独法横並びの予算・人員一律削減により、法人の使命達成や「国の顔」としての機能が損なわれ、法人の存立基盤が危機。この現状は文化芸術振興基本法の理念に反する
- ・現状のままでは我が国の文化破壊につながりかねない。国は国家百年の計をもって各法人の機能を充実強化し、責任をもって必要予算の拡充を

IV 基本的特性

- ▼国民共有の財産を収集・公開する「国の顔」 ▼国民に直接サービスを提供 ▼全国の同種施設のナショナルセンター ▼自己収入はあるが公的支援が不可欠 ▼文化に関する価値を扱うため自律性が必要 ▼長期的な継続性・安定性、事業の専門性から専門的人材の確保・育成が必要

見直しの方向 —基本的考え方と五つの要点—

●基本的考え方

- ・独法制度の運用改善を進めつつ、新たな法人制度の創設を視野に検討
- ・「文化に関する価値」を扱う点は、他の法人に見られない特筆すべき要素
- ・新たな法人制度については、各法人の特性を考慮しつつ、4法人を対象として検討

●要点1 法人の目標設定及び評価

- ・法人の目標として主たる事業に関する事項を設定し、目標期間を長期化
- ・専門的見地から法人の実態を踏まえ、定性的な面を重視して評価を行い、評価手続を適正化
- ・評価に当たって、国の文化政策等との連携を図る枠組みを検討
- ・目標期間終了時の「業務継続の必要性の検討」を廃止
- ・PDCAサイクルを確立し、評価結果を次期目標期間における予算等に適切に反映

●要点2 法人の予算措置・財源確保

- ・各法人が外部資金獲得を含め自己収入の一層の拡大に努力
- ・自己収入増に向けたインセンティブが働く仕組みの検討、国の責務として相応の予算措置
- ・一般管理費、業務経費、人件費の全独法一律削減の対象から除外

●要点3 収蔵品等の充実に向けた取組

- ・美術作品等購入費の充実、収蔵品等の継続的な収集・保管、遺贈(寄贈)の活用
- ・国による直接購入、法人への無償譲渡・長期貸与等
- ・法人の努力による増収分を機動的購入等に充てられるよう、目的積立金の承認基準を見直し
- ・運営費交付金・目的積立金等の一定割合を目標期間を超えて保持できる基金制度等

●要点4 法人のガバナンス、国の関与

- ・法人の長のリーダーシップ、裁量権の一層の拡大等
- ・自主性尊重のため国の関与は抑制。文化政策等から特に必要な場合には国の関与

●要点5 組織体制・人員配置の在り方

- ・組織体制の強化、法人内の専門・事務双方の人材確保、育成

留意すべき事項

- ▼収蔵品等の保存、収蔵庫の整備 ▼寄附税制の充実 ▼国立の美術館・博物館の博物館法上の位置付けを検討 ▼芸術文化振興基金の専門家による審査・評価・調査研究の体制・機能の強化と一元的な評価選定の仕組みを確立